

2023 年度 入学料減免申請要項

経済的理由等により入学料の納入が極めて困難な方には、本人の申請に基づき、審査の上、減額又は免除（以下「減免」という。）する制度があります。

1 申請要件

次のいずれかに該当する場合。

- (1) 申請日現在、生活保護法による生活保護世帯である。
- (2) 入学手続日以前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡したことにより家計が急変し、世帯の生計が著しく困難である。
- (3) 入学手続日以前1年以内において、天災・その他の災害により家計が急変し、世帯の生計が著しく困難である。
- (4) 本人又は本人の学資を主として負担している者が、東日本大震災^{※1}、熊本地震、九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、又は令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨の災害発生時に災害救助法の適用地域に居住しており、アまたはイのいずれかに該当する。
 - ア 罹災証明書の交付を受けられる者のうち、住居が全壊又は半壊の場合
 - イ 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合

※1 帰宅困難者対策のために災害救助法を適用した東京都内の区市町村を除く。
- (5) 本人又は本人の学資を主として負担している者が住民票を有している又は平成23年3月11日現在住民票を有していた地域が、福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、又は計画的避難区域として指定され、避難又は居住地の変更を余儀なくされた場合
- (6) 高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）による日本学生支援機構の給付奨学金の予約採用候補者（予約採用候補者決定通知書の給付区分に「候補者決定」と記載がある方）

※ 上記(1)から(5)までの申請について、本学又は本学以外の大学の学部もしくは大学院において既に入学する学年次と同一の学年次に在籍していたことがある者および留学生は対象になりません。

※ 新制度の給付奨学金をこれから申請する新入生は、本入学料減免の対象ではありません。本要項に記載の手順とは別の手順で入学料減免を申請していただきます。

2 注意事項

- (1) 入学料減免申請書類は、入学手続期間に入学手続書類とともに郵送してください。
- (2) 郵送の際、入学料減免申請書類はひとまとめにしてホッチキス等でとめ、他の入学手続書類と紛れないようにしてください。
- (3) 添付書類等が不備の場合は、申請書類を受理しないことがありますのでご注意ください。
- (4) 審査結果は、本人あてに文書で郵送により通知します（4月上旬から中旬頃予定）。また、半額免除者及び不承認者には、納入期限を指定しますので、期日までに必ず納入してください。納入期限を守らない場合は、入学許可を取り消すことがあります。
- (5) 新制度の給付奨学金予約採用候補者のみ、今回の申請は入学料減免に加えて、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書の提出も併せて提出していただく事で、授業料減免の申請を兼ねます。

3 申請方法

申請には【手続き①】WEB申請フォームへの入力 と、
 【手続き②】申請書類の提出 が必要となります。
 入学手続期間に両方の手続きを行ってください。

【手続き①】WEB申請フォームへの入力

下記のURLより申請フォームに入力をしてください。

2023年度入学料減免 入力フォーム：<https://forms.office.com/r/S3zTb0WVWa>



【手続き②】申請書類の提出

入学手続期間に入学手続書類とともに郵送してください。申請書の他に、「1 申請要件」で該当した申請区分に応じて下表のとおり書類の提出が必要です。

申請要件(2)～(5)の申請者は、生計を一にする世帯全員分の家庭状況、収入状況等が確認できる書類の提出が必要です。

※「生計を一にする」とは、①住民票上同一世帯のもの、②住民票上別世帯でも扶養関係にあるものをいう。

※申請者区分の○印は各区分の全員が提出、△印は各区分の該当するものを提出

| | 備 考 | 申 請 区 分 (1 申 請 要 件) | | | | | | |
|---|----------------------|--------------------------|-----|-----|----------|----------|-----|-----|
| | | (1) | (2) | (3) | (4) ア | (4) イ | (5) | (6) |
| ①-1 入学料減免申請書 | 別添様式 区分(1)～(5)が提出 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ①-2 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 | 別添様式 区分(6)が提出 | | | | | | | ○ |
| ② 入学料納入猶予申請書 | 別添様式 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 入学金振込依頼書 | 納めていないことを確認するため | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 生活保護受給証明書 | 福祉事務所発行 | ○ | | | | | | |
| ⑤ 死亡診断書等 | 学資負担者死亡の場合 | | ○ | | | △ | | |
| ⑥ 行方不明者届等 | 学資負担者行方不明の場合 | | | | | △ | | |
| ⑦ 罹災証明書 | 市区町村等発行 | | | △ | ○ | | △ | |
| ⑧ 被災証明書 | 市区町村等発行 | | | △ | | | △ | |
| ⑨ 住民票又は住民票記載事項証明書 | 本人を含めた世帯全員分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ⑩ 収入に関する証明書 (※別表1) | 別表1の該当する証明書類 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ⑪ 特別控除関係 (※別表2) | 別表2の該当する証明書類 | | △ | △ | △ | △ | △ | |
| ⑫ 給付奨学金の採用候補者決定通知(写し) | 日本学生支援機構発行 | | | | | | | ○ |

※申請区分(6)の支援区分I以外の方で、加えて(1)から(5)のいずれかに該当する場合は(6)に指定する書類に加え、(1)から(5)までの該当する申請区分の書類を提出してください。

例：生活保護世帯で給付奨学金の予約採用候補者⇒①-1、①-2、②、③、④、⑨、⑫を提出

給付奨学金の予約採用を申請したが入学手続き時までに結果が通知されておらず、書類⑫「給付奨学金の採用候補者決定通知」が入学手続き時までに手元に届いていない場合は、いったん決定通知以外の書類一式を入学手続き時に郵送してください。

後日、予約採用の候補者となり決定通知が手元に届いたら、⑫**決定通知の写し**を以下の宛先にレターパックライトで送付してください（入学料減免の新制度に給付奨学金が不採用となった場合は、以下のメールアドレスに減免申請辞退をご一報ください）。

- ・ 郵送期日 **2023年2月10日（金）** ※消印有効
- ・ 郵送先 〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1 東京都立大学学生課 入学料減免担当 宛
- ・ 問合せ先 学生課減免担当 genmen-bunnou@mj.tmu.ac.jp

※別表1 収入に関する証明書 --- 生計を一にする世帯全員（就学者を除く）分を提出

| 区 分 | | 証 明 書 類 | 発行元等 |
|--|--------------------------|---|--------------|
| 給与所得者 | R3.1.1 以前から同じ勤務先・雇用形態である | 令和4年度（令和3年分）所得証明書 ※収入金額、所得金額、扶養人数・内訳に関する事項が記載されているもの | 市区町村 |
| | R3.1.2 以降に就職・転職あり | 年収（見込）証明書【様式1A】 ※勤務先の証明が受けられない場合は、収入に関する申立書【様式1B】及び直近6か月以上の給与明細のコピー | 新勤務先 |
| 給与以外の所得者 （事業・配当・不動産・雑所得等） | | 令和4年度（令和3年分）所得証明書 ※収入金額、所得金額、扶養人数・内訳に関する事項が記載されているもの | 市区町村 |
| 年金・恩給を受給している （高齢、障害、遺族等） | | 年金書類貼付用紙【様式6】 ※氏名・受給金額のわかる年金振込通知書・年金額改定通知書(写)を貼付 | 日本年金機構他 |
| 公的手当（児童手当等）を受給している | | 受給金額が記載された通知書（写） | 市区町村 |
| 失業・退職 | 失業給付を受けている | 雇用保険受給資格者証（写） ※基本手当日額・所定給付日数が確認できるもの（第1面及び第3・第4面） | ハローワーク |
| | 失業給付を受けていない | 退職証明書【様式2A】 | 前勤務先 |
| | 自営業等で廃業した | 廃業届（写）等 | 税務署等 |
| 無職・無収入である （専業主婦、予備校生等） | | 令和4年度（令和3年分）所得証明書 ※無収入でも収入・所得「0」と記載されたものを提出 | 市区町村 |
| 死亡・災害により退職金・保険金等で臨時的所得を受けた場合（被災者生活再建支援金など） | | 被災者生活再建支援金支給通知書（写）等 支払額が確認できる書類 | 勤務先 保険会社等 |

※別表2 特別控除関係

特別な事情がある場合、証明書等を提出することにより、特別控除を受けることができます。

| 区 分 | 提 出 書 類 | 発行元等 |
|---|---|---------------------|
| 母子・父子世帯 | 住民票等で確認しますので別途書類は必要ありません | |
| 就学者がいる (高校、高専、大学、専修学校) | 在学証明書 ※申請者本人の在学証明書は不要 | 各在学校 |
| 障害のある人・介護を要する人 (要介護3以上)がいる | 障害者手帳(写)、介護保険被保険者証(写)等 ※障害等級・要介護区分等が確認できるもの | 市区町村 |
| 長期(6か月以上)に療養を要する人がいる | 長期療養に係る費用計算書【様式3】、 医師の診断書、 診察・治療費等の領収書(写)直近6か月分 | 医師、医療機関等 |
| 主たる家計支持者が別居している (単身赴任等) | 家計支持者別居に係る費用計算書【様式4】、 別居が確認できる書類(単身赴任証明・辞令等)、 住居費・光熱水道費等の領収書(写)直近1年分 | 各事業者 勤務先等 |
| 申込時から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた | 被害に係る損害額計算書【様式5】、 罹災(被災)証明書、 盗難届証明等損害額が確認できる書類 | 市区町村 消防署 警察署等 |

- ❖ 証明書類は、**発行後3ヶ月以内**のものを提出してください。
- ❖ 証明書類の写しはA4サイズで統一して下さい(A4用紙にコピー又は貼付)。
- ❖ 提出された書類は返却できません。必要な書類は提出前に写しをとってください。

申請しても不承認となることがありますので、入学料納入の準備は事前に行っておいてください

申請区分、世帯状況・所得状況等により必要となる書類が異なります。
不明な点がある場合は、学生課までメールでお問合せください。

問合せ先：東京都立大学管理部学生課 減免担当
genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp